

図表1 “ブラック企業”が疑われる企業等への重点監督【主要事項抜粋】

実施フロー

過重労働に関する深刻で詳細な情報を捕捉
【主な情報源】
✓無料電話相談
✓公共職業安定所（ハローワーク）
✓離職率

労働基準監督署による臨検監督実施
【→法令遵守状況の確認・指導・勧告】

主な結果

	事業場数 (総数)	うち法令違反 該当先		主な違反事項	
		労働時間	賃金不 払残業	労働時間	賃金不 払残業
合計	5,111	4,189	2,241	1,221	233
製造業	1,501	1,222	647	233	77
建設業	208	164	88	105	321
運輸交通業	574	491	326	34	35
商業	987	821	428	127	141
金融・広告業	106	80	36		
教育・研究業	147	118	65		
保健衛生業	506	423	171		
接客娯楽業	381	335	198		

事業場数100以上先を抜粋

出所：厚生労働省発表より筆者作成【図表2も同様】

1.なぜ「ブラック企業」が話題になるようになったのか？

「ブラック企業」なる言葉が、報道やインターネット上を賑わせて久しい。感覚としては、何らかのメディアで、毎日のように目にする印象すら受ける。すでに名称自体が社会的に幅広く認知されていると考えると、何から、何らかの形で「ブラック企業」と特定されれば、被るダメージも甚大な水準に及ぶことが見込まれよう。

2.「ブラック企業・支店」と呼ばれるようになった理由

「ブラック企業」が話題になるようになったのは、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

労働基準法等に違反した疑いのある企業を指す「ブラック企業」。一度「ブラック企業」と認識されるとイメージダウンは避けられないため、金融機関も対策が不可欠だ。本特別企画では、「ブラック企業」とは何かを確認したうえで、金融機関における労務管理のポイントを解説する。

支店労務管理のポイント

呼ばれないための

「ブラック金融機関」と

協働体制の促進やメンター制度の実施等を図る

佐々木城尋 北海信用金庫 常勤監事

品・サービスを提供している大手企業、かつ、②外食産業に属する大手企業だ。前者については、数多の企業実

では、業種の特性上労働時間が22時以降の夜間に及ぶことが珍しくないものの、夜間の時間外勤務手当ては基本額の1.5倍となるため、支払いを抑制する意向がより強く働く一面が考えられよう。

また、業種の特性上労働時間が22時以降の夜間に及ぶことが珍しくないものの、夜間の時間外勤務手当ては基本額の1.5倍となるため、支払いを抑制する意向がより強く働く一面が考えられよう。

また、業種の特性上労働時間が22時以降の夜間に及ぶことが珍しくないものの、夜間の時間外勤務手当ては基本額の1.5倍となるため、支払いを抑制する意向がより強く働く一面が考えられよう。

か」という肝心の定義や該当条件は何ら明確化されず、結果として、極めて曖昧な概念だけが浸透している印象も受ける。これまでの報道履歴等をみる限りでは、若年層等に対する賃金の実質的な不払いほか労働基準法等の法令に違反した疑いのある企業などが、この名称で呼ばれているのが実態のようだ。

こうした状況に関連し、厚生労働省側も平成25年9月を過重労働重点監督月間と設定し、期間中に特別検査に該当する過重労働重点監督を実施したうえで、その状況を同年12月に公表している。一部の報道では、「ブラック企業8割で法令違反/厚生労働省立入り調査」等

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

このほか、平成24年7月に、労働組合専従者・弁護士・大学教授

